

(参考) ZEHシリーズ及びZEH+の定義一覧表 (令和7年度以降)

令和7年度以降の変更点について赤字で記載

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に 応じて、特定の地域に目指すべき水準 を設定している。)					
	外皮基準				一次エネルギー消費量 削減率		その他要件・備考				
	地域区分										
	1・2	3	4	5~7	省エネ のみ		再エネ等 含む				
『ZEH』	断熱等性能等級5以上				20% 以上	100%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	-			
Nearly ZEH						UA値 0.40 以下			UA値 0.50 以下	UA値 0.60 以下	UA値 0.60 以下
ZEH Oriented						-					下表の対象地域に該当する。再生可能エネルギー未導入も可
『ZEH+』	断熱等性能等級6以上				30% 以上	100%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)することに加え、※のうち1項目以上を満たす。	-			
Nearly ZEH+						UA値 0.28 以下			UA値 0.28 以下	UA値 0.34 以下	UA値 0.46 以下
ZEH Oriented対象地域 (右記のいずれかの地域に該当する。)					<ul style="list-style-type: none"> 都市部狭小地等(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住居が平屋建ての場合は除く) 多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域) 						

※ZEH+の追加要件については、次の2要素のうち少なくとも1つ以上を満たすこととする。

- 再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置：太陽光発電設備等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。具体的には以下の1)～4)のうち少なくともいずれか一つを設置すること。
 - 昼間の沸き上げに対応した高効率給湯器(ヒートポンプ/ハイブリッド給湯機)、2)蓄電池(ただし、初期実効容量5kWh以上のものに限り)、3)電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の充電設備(住宅との間において充放電が可能な設備を含む。また、分電盤において所要の容量を確保し、及び漏電ブレーカーの設置等の所要の措置を講じることを含むこと)、4)太陽熱利用システム又はPVTシステム(ただし、いずれも強制循環式であって一定の機能要件を満たすものに限り)
- 高度エネルギーマネジメント：HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。将来的には、上記に加えて、蓄電池やデマンドリスポンス(DR：Demand Response)機能を搭載した家電製品等と連携することにより、DRやバーチャルパワープラント(Virtual Power Plant)に参加可能にすることが期待される。